

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体	プロジェクト名	ロク名	制度の所管・関係官庁
公正取引委員会	2230010	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)6章第21条に基づき、適用除外企業とすることを明記すること。	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第21条 不当景品類及び不当表示防止法第3条	私的独占, 不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止することにより, 公正かつ自由な競争を促進し, 事業者の創意を發揮させ, 一般消費者の利益を確保すること等を目的としているところ, 同法第21条により, この法律の規定は, 特許法等による権利の行使と認められる行為については適用しない。不当な顧客の誘引を防止するため必要があるときは, 景品類の価格の最高額若しくは総額, 種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し, 又は景品類の提供を禁止することができる。	C		提案趣旨は、「景品提供の方法に関する特許を取得しているところ、同特許による景品提供行為の内容が独占禁止法第21条の規定により、景品表示法の規制を受けない旨を明確化せよ。」というものと思われる。 独占禁止法の適用が除外されるのは、当該特許が付与されている発明の利用についての排他的な権利の行使に関してであり、発明又は発明に基づく行為の内容自体が違法性を有する場合においてまで同法の適用が除かれるものではない。 よって、提案者の提案趣旨が上記前提のとおりであるとすれば、独占禁止法第21条で定める規定について、事実誤認をしているものと思われる。 なお、景品表示法は、不当な顧客誘引を防止する必要があるとき、提供可能な景品類の額等を制限しているところ、顧客を誘引する手段として、取引に附随して提供される経済上の利益については、公正な競争を維持する観点から、一定の制限を設けているものである。この制限は、平成8年に改正され緩和されているが、その後、同規制をさらに改正するような経済社会の変化が認められないことから、取引に附随して提供される経済上の利益については、景品表示法第3条の規定による告示が示す範囲で提供されるべきである。	1241	12411010	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)6章第21条に基づき、適用除外企業とすることを明記すること。	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第6章 適用除外第21条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。	商業界に流通しているポイントを集約配分するニュービジネスを実施することによって、全国民に対して想像、感動、感激、スリルと大きな夢を提供できるビジネスである。	第2次に提出し、回答を得たる事例であり、ビジネス推進の要件として不備である。よって、明確な回答を期待する。	株式会社市姫商事	夢ポイント情報基地設置(OMO)メルマガ発信基地設置各県ごとの仮想商店街設立	公正取引委員会	